	定する絶縁抵抗の試験ができるもの	
耐電圧試験装置	日本産業規格Ｃ一二一一―二、Ｃ一二一六―二、Ｃ一二七一―二及びＣ一二七二―二に規定する商用周波耐電圧及び雷インパルス耐電圧の試験並びに日本産業規格Ｃ一七三六―二に規定する耐電圧及び巻線端子間耐電圧の試験ができるもの	
インパルス電圧試験装置	日本産業規格Ｃ一二七一―二及びＣ一二七二―二に規定するインパルス電圧の影響の試験ができるもの	
サージ試験装置	日本産業規格Ｃ一二七一―二及びＣ一二七二―二に規定する交流主電源線上のサージの影響の試験ができるもの	
始動電流試験装置	日本産業規格Ｃ一二一一―二、Ｃ一二一六―二、Ｃ一二七一―二及びＣ一二七二―二に規定する始動の試験ができるもの	
交流電源装置	日本産業規格Ｃ一二一一―二、Ｃ一二一六―二、Ｃ一二七一―二、Ｃ一二七二―二及びＣ	

	定格周波数において二千ボルト以上の電圧を一分間発生することができ、かつ、波頭長が一・二マイクロ秒、波尾長が五十マイクロ秒の六千ボルトの正極性全波電圧を発生できるもの	
耐電圧試験装置	［新設］	
始動電流試験装置	［新設］	定格周波数において定格電圧を発生することができるものであって、力率一において定格電流の四百分の一、千分の三、五百分の一、三百七十五分の一、二百五十分の一及び百分の二の電流を発生できるもの
交流電源装置		定格電圧の百十パーセントまでの電圧を発生できるもの